

榛東村学童保育所指定管理業務仕様書

榛東村学童保育所（以下「学童保育所」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書によるものとする。

1 学童保育所の管理運営に関する基本的な考え方

（１）設置目的

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項の規定に基づき、児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るため、学童保育所を設置する。

（２）指定管理者の選定

児童の福祉の向上とより効果的で効率的な管理運営を図るため、学童保育所の指定管理者を選定するものである。

（３）管理運営に関する基本的な考え方

指定管理者は、法令、条例等を遵守し、特に次に掲げる項目に沿って、学童保育所の管理運営を行うこととする。

- ① 学童保育所の設置目的に基づき管理運営を行うこと。
- ② 公の施設であるということを念頭に置き、職員等に必要な教育を行い、公平かつ平等な利用の確保を図る運営を行い、サービスの向上に努めること。
- ③ 効果的かつ効率的な管理運営を行い、経費の節減に努め、施設の善良な維持管理を行うこと。
- ④ 職員を適正に配置し、緊急時にも備えること。
- ⑤ 事故や災害の発生防止に努め、利用者及び周辺住民の安全の確保に努めること。
- ⑥ 施設の管理運営に当たって収集した個人情報、適切に管理すること。
- ⑦ 利用児童やその家族等の意見、要望等を管理運営に反映させ、サービスの向上に努めること。
- ⑧ 利用児童やその家族等との連絡を密にし、運営に当てること。
- ⑨ 指定管理について、他の者への再委託を行わないこと。
- ⑩ 指定管理者及びその構成員は、反社会的勢力と一切の関わりを持たないこと。

2 法令等の遵守について

学童保育所の管理運営に当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。なお、指定管理期間中に法令等の改正があった場合、改正後の内容に従うものとする。

（１）法令

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）ほか行政関係法令
- ② 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）ほか労働関係法令
- ③ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ④ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、同法施行令（平成15

年政令第507号)ほか個人情報保護関係法令

⑤ 施設維持管理、設備保守点検に関する関係法令

(2) 条例、規則等

① 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例(平成22年榛東村条例第4号)

② 榛東村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年榛東村条例第22号)、同条例施行規則(平成18年榛東村規則第10号)

③ 榛東村個人情報保護法施行条例(令和4年榛東村条例第30号)、同施行細則(令和5年榛東村規則第7号)

3 施設の概要

(1) 北小校区

名 称	位 置	延床面積(㎡)	施設の主な内容
北部第一学童保育所	榛東村山子田1258番地1	117.76	児童室・トイレ他
北部第二学童保育所	榛東村山子田1258番地1	117.76	児童室他

(2) 南小校区

名 称	位 置	延床面積(㎡)	施設の主な内容
南部第一学童保育所	榛東村広馬場1155番地1	153.00	児童室・トイレ他
南部第二学童保育所	榛東村広馬場1156番地1	131.10	児童室・トイレ他
南部第三学童保育所	榛東村広馬場1156番地1	131.10	児童室・トイレ他

4 指定管理期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日(5年間)までとする。

5 業務内容

(1) 学童保育所の実施に関する業務

① 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の実施に関する業務

② 学童保育所の利用に係る料金の収受に関する業務

③ 自主事業に関する業務

(2) 学童保育所の維持管理に関する業務

① 施設及び設備の管理

指定管理者は、施設及び設備の管理に関し、適切に管理すること。

ア 屋内及び屋外施設の日常点検

イ 屋内及び屋外施設の清掃及び整理整頓(以下「清掃等」という。)

指定管理者は、施設及び敷地内の良好な環境、美観の維持に努め、安全かつ快適な空間を保つために清掃等を実施すること。

ウ 施設の開所、閉所、出入口等の開錠及び施錠

エ 施設の照明の点灯及び消灯

オ 空調設備の運転及び温度調整

カ 空調設備、消防設備、電気設備、浄化槽設備等の点検業務

キ 各種定期点検等の立会い及び村への報告

② 備品の管理

ア 備品の管理（備品台帳に記載されている備品）については、榛東村財務規則（平成11年榛東村規則第9号）第272条及び関係規定に基づき、適切に管理すること。

イ 利用に支障を来すことのないよう備品等の管理を行うとともに、不具合が生じた備品等については、修繕等を行うこと。

ウ 備品等の修理及び更新が必要な場合は村に報告し、その負担については、別途協議するものとする。

③ 保安警備

指定管理者は、開所時間においては、施設及び敷地内の見回り等を行い、保安警備を行うこと。なお、開所時間以外においては、警備会社等専門業者に委託して行うことができるものとする。

④ 危機管理及び安全確保

ア 指定管理者は、災害、事故等の緊急時の利用者等の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画の作成、職員の教育、訓練等を行い、緊急事態の発生時には的確に対応すること。

イ 指定管理者は、施設内での事故防止に努めるとともに、利用者等の急病、けが等に的確に対応すること。

⑤ 適正管理

苦情、要望等については、整理、取りまとめを行い、管理運営に反映させることが可能である場合はこれに対応するとともに、関係施設との情報交換等を行い、適正な管理を行うこと。

⑥ 個人情報保護法に基づき、サイバーセキュリティ対策及び職員への情報管理研修を定期的実施すること。

（3）前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認める業務

6 開所日及び時間

（1）月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日（昭和23年法律第178号。以下「祝日」という。）、8月13日から16日までの日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）を除く。） 午後1時から午後7時まで

（2）土曜日（祝日を除く。） 午前8時から午後7時まで

（3）学年始、夏季、冬季、学年末休業日及び群馬県民の日 午前7時30分から午後7時まで

ただし、午前7時30分から午前8時までは希望者のみの延長保育とする。

7 管理執行体制

人員配置及び職種等は、榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年榛東村条例第21号）第10条に定めるとおりとする。

8 管理運営に係る費用等の取扱い

- (1) 村は、年度の予算の範囲内において、指定管理業務に必要な経費を指定管理料として支払うものとする。
- (2) 管理運営にかかる経費については、村からの指定管理料、利用者からの保育料をもって充てるものとする。
- (3) 施設の管理運営に係る収入及び支出の経理は、必要な帳簿を作成して、単独の会計処理を行った上で、出入金の管理は、法人名義の金融機関口座で管理すること。
- (4) 指定管理料の額、支払時期及び支払い方法については、子ども・子育て支援交付金で定める放課後児童健全育成事業の補助基準額（以下「補助基準額」という。）を基本とし、当該年度の事業計画等を踏まえ、予算の範囲内において、別途年度協定で定めるものとする。
- (5) 指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに指定管理者と締結した年度協定に基づき支払うものとする。なお、概算払を請求する場合は、明確な根拠及び理由を記載の上、支払期間ごとに精算を実施するものとし、補助基準額により支払を受けた指定管理料の決算剰余金の返還は求めないものとする。
- (6) 施設の利用状況及び補助基準額改定により、村と指定管理者との協議の上で指定管理料を変更できるものとする。

9 その他

(1) 協定に関する事項

指定管理者に指定された場合は、学童保育所の管理運営に係る細目事項について、協議の上、協定書を締結すること。なお、協定は、基本的事項を定めた基本協定と年度ごとの詳細事項を定めた年度協定を締結すること。

(2) 事業計画書等に関する事項

指定管理者は、業務を計画的に実施するため、毎年度村が指定する期日までに、事業計画書を作成し、村に提出し承認を得ること。また、初年度については、指定管理を開始する前年度の3月31日まで村に提出し、承認を得ること。なお、管理業務の実績及び利用状況等に関する事項を記載した事業報告書を毎年度事業終了後60日以内に提出すること。

村は、業務の適切性を担保するため、随時実地調査又は利用者アンケートを実施することができる。指定管理者はこれに協力すること。

(3) 原状回復義務に関する事項

指定管理者は、指定を受けた期間の終了までに指定管理開始日を基準として管理物件を原状に回復し、村長に明け渡すこと。ただし、村長の承認を得たときは、この限りではない。

(4) 損害賠償に関する事項

指定管理者は、施設及び附属設備等を損壊し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、村長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(5) 秘密保持義務に関する事項

指定管理者及びその業務に従事している者は、業務に関して知り得た秘密を他に漏ら

し、又は不当な目的に利用しないこと。なお、指定管理者及びその従事者でなくなった後も同様とする。

(6) 指定管理者の取消しに関する事項

地方自治法第244条の2の規定により、指定管理者による施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがある。

(7) 責任の分担に関する事項

施設の管理運営に関する基本的な責任の分担に対する方針は、下表のとおりとする。

項 目	内 容	村	指 定 管理者
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に係る法令等の変更によるもの	協議	
施設、設備等の 損傷	指定管理者の瑕疵によるもの		○
	1件の修繕金額が200千円以下のもの		○
	上記の修繕金額を超えるもの	○	
利用者への損害 賠償	管理上の瑕疵によるもの		○
	施設、設備等の不備によるもの	○	
運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休所等		○
	村からの指示等による臨時休所等	○	
	災害、事故等による臨時休所等	協議	
	改修、保守点検等による施設の一部利用停止	協議	